

●香川県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年7月12日から同年8月2日まで一般の縦覧に供する。

平成25年7月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市六条町字中筋258番1地 先から	前	14.2~23.3	7	仮設道の廃止
高松市六条町字中筋258番1地 先まで	後	5.1~14.2	7	